(尾灯)

- 第66条 平成17年12月31日以前に製作された一般原動機付自転車については、保安基準第62条の3の規定並びに細目告示第246条、第262条及び第278条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。
  - 一 一般原動機付自転車(最高速度20キロメートル毎時未満のものを除く。)の後面には、 第2号及び第3号に適合する尾灯を備えなければならない。
  - 二 尾灯は次の基準に適合するものでなければならない。
    - イ 尾灯は、夜間にその後方150メートルの距離から点灯を確認できるものであること。
    - ロ 尾灯の灯光の色は、赤色であること。
  - 三 尾灯は前号に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けなければならない。
    - イ 尾灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅 灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。ただし、道路交 通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合に おいて、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に尾灯が点灯しない装置を備えるこ とができる。
    - ロ 尾灯は、その照明部の中心が地上2メートル以下となるように取り付けられている こと。ただし、座席の地上面からの高さが500ミリメートル未満の一般原動機付自転 車(次に掲げるものを除く。)に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部 の中心が地上1メートル以上、2メートル以下となるように取り付けられていること。
      - (1) またがり式の座席を有する一般原動機付自転車
      - (2) 二輪の一般原動機付自転車
    - ハ 後面の両側に備えられる尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、 一般原動機付自転車の最外側から400ミリメートル以内となるように取り付けられ ていること。
    - ニ 後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること (後面が左右対称でない一般原動機付自転車の尾灯を除く。)。
- 2 昭和48年11月30日以前に製作された一般原動機付自転車については、前項第3号イの規定にかかわらず、方向指示器と兼用の後面の両側に備える尾灯は、方向指示器を作動させている場合においては、方向の指示をしている側のものが消灯する構造とすることができる。
- 3 昭和39年12月31日以前に製作された一般原動機付自転車については、保安基準第62条 の3の規定並びに細目告示第246条、第262条及び第278条の規定にかかわらず、次の基準 に適合するものであればよい。
  - 一 一般原動機付自転車の後面には、尾灯を備えることができる。

- 二 尾灯は、夜間後方150メートルの距離から点灯を確認できるものであること。
- 三 尾灯の灯光の色は、赤色であること。
- 四 尾灯の取付位置は、地上2メートル以下であること。ただし、座席の地上面からの高さが500ミリメートル未満の一般原動機付自転車(次に掲げるものを除く。)に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上1メートル以上、2メートル以下となるように取り付けられていること。
  - (1) またがり式の座席を有する一般原動機付自転車
  - (2) 二輪の一般原動機付自転車
- 五 後面の両側に備える尾灯にあっては、原動機付自転車の幅の50パーセント以上の間隔を有するものであること。
- 六 後面の両側に備える尾灯は、車両中心線に対して対象の位置に取り付けられたものであること。(後面が左右対称でない一般原動機付自転車の尾灯を除く。)
- 4 平成17年12月31日以前に製作された一般原動機付自転車については、細目告示第262 条第1項第1号及び第278条第1項第1号中「5W以上30W以下」を「5W以上」と読み替えることができる。
- 5 令和7年6月14日以前に製作された第一種一般原動機付自転車及び令和2年6月14日以前 に製作された第二種原動機付自転車については、細目告示第246条第1項、第262条第1項 及び第278条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の 一部を改正する告示(平成27年国土交通省告示第723号)による改正前の細目告示第246 条第1項、第262条第1項及び第278条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 6 保安基準第62条の3が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第246条 第1項並びに別添52 4.12.2.及び4.12.8.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準 の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第714号)による 改正前の細目告示第246条第1項並びに別添52 4.12.2.及び4.12.8.の規定に適合するも のであればよい。
- 7 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第246条第3項及び別添53の規定 にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令 和2年国土交通省告示第1021号)による改正前の細目告示第246条第2項及び別添53の規定 に適合するものであればよい。
  - 一 令和7年6月14日以前に製作された二輪の第一種一般原動機付自転車
  - 二 令和5年8月31日以前に製作された第二種原動機付自転車
  - 三 令和7年6月15日以降に製作された二輪の第一種一般原動機付自転車であって、同月 14日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの
  - 四 令和5年9月1日以降に製作された第二種原動機付自転車であって、同年8月31日以前 に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの
- 8 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第246条第1項並びに別添52

4. 12. 2. 及び4. 12. 8. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和5年国土交通省告示第1号)による改正前の細目告示第246条第1項並びに別添52 4. 12. 2. 及び4. 12. 8. の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第148号」とあるのは「協定規則第148号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和8年8月31日以前に製作された一般原動機付自転車
- 二 令和8年9月1日以降に製作された一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に 施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの
- 三 令和8年9月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定 を受けた一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に同項の規定によりその型式 について認定を受けた一般原動機付自転車と尾灯の型式が同一であるもの